

病児保育マザーリング利用規約

- 第1条 名称及び所在地
名称を「病児保育マザーリング」（以下、本保育室）とし、本保育室を（埼玉県さいたま市北区宮原町 3-475-2）に置く。
- 第2条 設置者
設置者を、有限会社フランダース（以下、弊社）とし、本社を（埼玉県上尾市柏座 3-9-29）とする。
- 第3条 管理者
管理者を、施設長 真淵和彦 とする。
- 第4条 目的
病気やけがのため集団保育の困難な児童・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。
- 第5条 看護保育の方針
看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第6条 病児保育の対象
1. 利用対象は、生後 6 か月から概ね小学校 6 年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度等の観点から、麻疹、結膜炎（流行性含む）は対象から外す。また、満 1 歳に達した児童は麻疹風疹混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
3. 定員は 2 名とする。（病児 1 名・体調不良児 1 名）
4. 保護者が保育当日に就業中に限る。
- 第7条 利用方法
1. 利用時間は次のとおりとする。
月～金曜日：午前 7:30～午後 6:30 （このうちの 8 時間）
（休室日：土曜、日曜、祝日、年末年始）

2. 予約は次のとおりとする。
①利用日当日の場合...定員に余裕があるときに限り受け付け、入室は午前 9 時以降とする。午後 12 時までには病院受診し書類を準備した場合のみ予約受付可能。午後 12 時以降は当日予約不可。
※予約後のキャンセルは¥2,000 徴収する。
②利用日前日の場合...午後 5 時 00 分までに利用料金を添えてお申し込み下さい。
※前日に予約した場合のキャンセルは利用日当日の午前 8 時までとする。

3. 利用時提出書類は次のとおりとする。a「病児保育利用登録書」b「申請書兼承諾書」c「連絡票」d「与薬依頼書」は利用者が記入し、e「利用紹介書（診療情報提供書）」は主治医に記入してもらい、予約時もしくは利用日当日に本保育室へ提出する。
※a「病児保育利用登録書」は最初の登録時のみ提出。（その後は年毎に提出。）
※診断後は e「利用紹介書（診療情報提供書）」を医師に書いてもらう前に、本保育室に受け入れ可能な病状か否かの確認の電話連絡をお願い致します。（医師に書いてもらうことにより文書料が発生するため。）

4. 病状の変化した時の対応について
本保育室が、容態の急変により主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者へ連絡を致す。第 1 緊急連絡先の迎えが困難な場合は、第 2 第 3 緊急連絡先への迎えを要請する。連絡後、1 時間以内に迎えがない場合は、状態に応じて緊急搬送を行う。また、けいれん等により病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。（病院までのタクシー費用は、すべて実費負担となります。）

5. インフルエンザが疑われる場合など、感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

- 第8条 利用料金等
1. 基本料金は1日当たり2,490円～3,490円とする。
 2. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。
- 第9条 利用料金支払方法
- 利用料金は、利用日の前日17時までに現金また振込みにて支払い、別途生じた費用はお迎え時に精算する。
- ※入金後のキャンセルは可能ですが、費用についてはいかなる理由があろうとも、お返しできませんことをご了承ください。
- 第10条 補償制度
- 本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。
- ◎園加入の保険
- ① 園児傷害補償保険（東京海上日動火災保険株式会社）

死亡・後遺障害の場合	2,000万円/人
入院の場合	1,000万円/日
 - ② 施設賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）

対人	3,000万円/1名
	3億円/1事故
対物	100万円/1事故
生産物	3,000万/1名
	3億円/1事故
- 第11条 利用制限
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。
- ①38.5度以上の発熱があるとき。
 - ②児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
 - ③新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
 - ④気象警報等が発令されたとき。
 - ⑤本保育室の保育方法に同意しないとき。
 - ⑥本利用規約に従わないとき。
- 第12条 保護者の義務
- 児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。
- 第13条 相談窓口
- 利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長 山崎 瑞帆（電話048-871-9239）とする。
- 第14条 規約の変更
- 本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

年 月 日

保護者署名欄